

# 豊橋市ウォーターPPP 導入可能性基礎調査委託業務仕様書

## 〔1〕 一般仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、豊橋市の下水道事業において、ウォーターPPP（包括的民間委託レベル3.5以上）を導入することの考え方と方向性を決定するために、その意義・手法・効果を整理することを目的とする。なお、本市では、令和9年度以降に予定されている国交交付金の要件を満たすことを前提とした場合の、令和8年度中のウォーターPPPの公告、公表を目指し、本業務はその検討の1年目となる。

#### 1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 業務計画書 (ハ) 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

#### 1.9 責任者及び照査担当者

(1) 受託者は、責任者及び照査担当者をもって、秩序正しく業務を行わせなければならない。

(2) 受託者は、責任者に、技術士（上下水道部門「下水道」又は総合技術監理部門（上下水道「下水道」））（以下「技術士」という）を配置しなければならない。

#### 1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.11 成果品の審査

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1.13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議の上、これを定める。

## 第2章 計画

### 2.1 一般的事項

受託者は、業務に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

### 2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 責任者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

## 第3章 照査

### 3.1 照査の目的

受託者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないうよう努めなければならない。

### 3.2 照査事項

受託者は、ウォーターPPP の制度内容および導入検討全体のうちの本業務の位置づけを十分に理解し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 業務スケジュールの妥当性
- (2) 現状整理の方法の妥当性
- (3) 事業者ヒアリング設計等の妥当性

- (4) 方針検討にかかる導入案整理の妥当性
- (5) 検討内容とウォーターPPP その他下水道事業にかかる法律、制度内容との整合性

## 第4章 提出図書

### 4.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市ウォーターPPP 導入可能性基礎調査委託業務図書
  - (イ) 豊橋市ウォーターPPP 導入可能性基礎調査委託業務説明書 A4 判製本 3部
  - (ロ) 豊橋市ウォーターPPP 導入可能性基礎調査委託業務説明書概要版 A4 判製本 3部
- (2) その他関係図書 一式
- (3) 打合せ議事録 一式
- (4) 電子成果品 一式

## 第5章 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。下記以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

1. 下水道事業の手引（株式会社日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（一般財団法人全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（公益財団法人日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
11. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（公益財団法人日本下水道協会）
12. 高度処理施設設計マニュアル（案）（公益財団法人日本下水道協会）
13. 下水道収支分析モデルの作成について（公益財団法人日本下水道協会）
14. 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
15. PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
16. PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
17. PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
18. VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
19. 契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー（内閣府）

20. モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
21. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
22. ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
23. 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
24. 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
25. 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
26. 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省）
27. 排水施設標準構造図（豊橋市上下水道局）
28. 豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030（豊橋市上下水道局）
29. 豊橋市下水道総合地震対策計画（豊橋市上下水道局）
30. 豊橋市下水道ストックマネジメント計画（管路編、処理場・ポンプ場編）（豊橋市上下水道局）

## **〔2〕 特記仕様書**

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は〔1〕一般仕様書第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

## 2. 対象地区・対象施設

・対象地区及び対象施設は以下のとおり。(豊橋市で管理する全ての下水道施設、処理区)

豊橋市事業 分類	処理区	処理面積 (ha)	管路延長 (m)	ポンプ場 (箇所)	マンホールポンプ場 (箇所)	処理場
公共下水道	豊川流域関連	1,017.9	202,044.8	4	4	
	中島	3,383.4	1,073,829.1	9	24	1
	富士見台	93.9	38,284.2	1		1
特定環境保全 公共下水道	豊川流域関連	211.0	55,423.5		17	
	中島	60.7	16,798.0		3	
	富士見台	14.2	10,303.0	2		
	高根	40.0	18,040.0		6	1
	豊南	50.0	25,420.5		8	1
	五並	90.0	40,700.0		11	1
農業集落排水 施設	野依	60.0	15,265.0		3	1
	下条	95.0	16,435.0		5	1
	雲谷・中原	65.0	13,615.8		2	1
	五号	21.0	5,044.0		6	1
	石巻高井	102.0	36,477.4		18	1
	嵩山	60.0	14,590.0		12	1
し尿処理施設	天津	13.0	1,930.0			1
	杉山町御園	7.0	2,500.0			1
	野依台	63.6	14,786.8		2	1
	いずみが丘	19.1	6,026.0		2	1
合計		5,466.8	1,607,513.1	16	123	15

※処理面積、管路延長は令和5年3月31日時点

※中島処理区には旧野田処理区の面積を含む

※公共下水道に関する管路延長及びポンプ場については合流、分流(汚水)、分流(雨水)の合計値

※「ポンプ場(箇所)」には、「マンホールポンプ場(箇所)」は含まない。

### 3. 業務内容

#### (1) 現状整理

##### ①資料収集

- ・以下②～③の整理に必要な情報について、資料の収集等により整理すること。

##### ②維持管理業務整理

- ・豊橋市下水道事業の維持管理業務について、整理すること。
- ・豊橋市下水道事業の維持管理業務の実態に沿って整理すること。
- ・業務内容について、概要、経費（委託費等）や職員負担（人工等）などを項目ごとに整理すること。
- ・整理した業務について、課題がある場合は提示する。課題は、豊橋市下水道事業の実態や受託者の知見を踏まえ、業務の改善や効率化を見込めることについて提示すること。

##### ③更新業務整理

- ・豊橋市下水道事業の更新業務について、整理すること。
- ・豊橋市下水道事業のストックマネジメント計画などの各種計画や更新業務の実態に沿って整理すること。
- ・業務内容について、概要、経費（委託費等）や職員負担（人工等）などを項目ごとに整理すること。
- ・整理した業務について、課題がある場合は提示する。課題は、豊橋市下水道事業の実態や受託者の知見を踏まえ、業務の改善や効率化を見込めることについて提示すること。

##### ④照査

- ・整理の方法、内容及び課題について照査すること。

#### (2) 事業者ヒアリング

- ・下水道施設の工事や修繕、維持管理を行っている事業者に対し、ヒアリングを行う。
- ・このヒアリングは、PPP/PFI の経験の無い業者に対してはその理解を深めることを、経験のある事業者に対しては、豊橋市下水道事業の課題解決のための事業者からの提案を募集することを目的とする。

##### ①ヒアリング準備

- ・ヒアリングの方法、対象企業の選定、内容（設問項目）及びスケジュールについて、発注者へ提案し、協議のうえ決定する。
- ・ヒアリングを行う前に、発注者からヒアリング事業者に対する説明会を実施する。この説明会にあたり、発注者と同席するとともに、説明会資料について事前に助言や必要な資料の提供を行うこと。

##### ②ヒアリング実施

- ・スケジュール、調査方法に沿って、事業者へのヒアリングを実施する。
- ・ヒアリング方法については、参加者全社を対象とした書面等によるアンケートを1回および3～5社抽出による対話ヒアリング1回を基本とする。対話ヒアリングはアンケート結果を踏まえて

対象事業者を選定すること。

③ヒアリング結果の整理

- ・ヒアリングした結果について整理し、資料にとりまとめること。

④照査

- ・調査方法、設問内容及び結果について照査すること。

(3) 方針検討

①ウォーターPPP手法の整理

- ・ウォーターPPPの手法について整理する。Ⅰ更新支援型、Ⅱ更新実施型、Ⅲコンセッションの仕組みの違い、メリットデメリットについて整理すること。

②導入効果整理、導入範囲検討

- ・(1)で整理した業務について、ウォーターPPP導入の効果を検証し、費用の削減効果や費用面以外の効果(下水サービスの質の向上など)を検証すること。
- ・豊橋市下水道事業において、ウォーターPPP導入が効果的と考えられる導入範囲(処理区や施設)を整理し、導入案を作成すること。
- ・導入案は5案程度とし、各ウォーターPPP手法(Ⅰ更新支援型、Ⅱ更新実施型、Ⅲコンセッション)を最低1つずつは案に含めること。
- ・導入案の作成にあたっては、案の比較検討ができるよう、導入後の効果や課題等について、出来るだけ定量的な指標を用いて整理すること。

③導入行程検討

- ・令和9年度の国交付金要件を満たすことを前提とした、導入までの大まかなスケジュールや令和7、8年度に検討が必要な項目について、提案、助言を行うこと。

④照査

- ・手法の整理、導入案の内容について照査すること。

(4) 打合せ、スケジュール

- ・初回、中間(3回)、最終の5回とする。
- ・令和6年11月末を目途に、方針検討の素案を報告すること。

6. その他特記事項

- ・提出図書の部数は、基本的には〔1〕一般仕様書によるが、必要に応じて追加する場合がある。特に、業務に使用したデータの計算、整理ファイルなどは、ExcelやWordなど原稿形式及びPDFで提供すること。
- ・本業務は下記の令和6年度発注予定の他業務との整合を図りながら業務を進めること。  
業務名：下水道ストックマネジメント計画策定業務(管路施設)  
発注者：豊橋市上下水道局下水道整備課  
業務名：下水道ストックマネジメント計画策定業務(終末処理場・ポンプ場)

発注者：豊橋市上下水道局下水道施設課

- ・一般仕様書及び本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議の上決定すること。